

共同ワーキング・チーム第4回会合議事概要

1. 日時

平成26年11月27日(木) 17:00~19:00

2. 場所

中央合同庁舎2号館11階 第3特別会議室

3. 出席者(敬称略)

(1) メンバー等

会田一雄(座長)、櫻谷隆夫(座長代理)、有沢敏宏、井上東、鵜川正樹、
香川勉、黒川行治、橋本尚

岡本義朗、長村彌角、富樫高宏、吉田稔

(2) 事務局

【総務省行政管理局】

上村進(行政管理局長)、深澤良光(管理官)、坂井憲一郎(企画官)、
大道良幸(副管理官)、山田淳一(副管理官)

【財務省主計局】

川野豊(公会計室長)、西山博人(調査官)、園田雅宏(課長補佐)

4. 議事

議事1 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案について

議事2 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に係る適用時期(案)

議事3 独立行政法人会計基準研究会で提示した残る論点の対応方針

議事4 質疑応答・意見交換

議事5 その他

5. 概要

- 「議事1 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案」について、共同ワーキング・チーム第3回会合からの修正点について、事務局から資料に基づき説明があった。主な意見等は以下のとおり。
 - ・ 会計監査人に内部統制の不備について報告を義務付けた上で、さらに指導的機能の発揮を「望ましい」として記載すべき。
 - ・ 内部統制の重要な不備について「法人の長に直接報告することが適切ではない場合」とは、どういった場合を想定しているのか。
- 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案について、指導的機能の発揮を反映することとして、案のとおり了承された。
- 「議事2 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に係る適用時期(案)」について、事務局から資料に基づき説明があった。主な意見等は以下のとおり。

- ・ 次年度以降も中期目標期間が継続する法人は、いつから新しい評価制度が適用されるのか。
 - ・ 目標について、次年度から新しい目標制度を適用せず、現行の中期目標期間が終了するまで継続される法人もあるが、前倒しをしないという理解でよろしいか。
 - ・ セグメント情報だけではなく、収益化単位の業務についても経過措置を設け、現行の中期目標の終了時までには継続しても構わないということ を原則とし、適用可能な法人は 27 年度から早期適用するといった枠組みの方が実態に即したものではないか。
 - ・ 現行の中期目標期間終了時までには現行のセグメント区分を採用する法人について、業務達成基準を適用する場合には現行のセグメントを最大として、そこを細分化した収益化単位を定めるという理解でよろしいか。
 - ・ 業務達成基準とセグメントの適用の時期がずれる場合、業務達成基準を採用する意味がないため、中期目標期間が変わるまで業務達成基準も見送るというのも一つの考え方ではないかといった意見が法人から出ているため、そのような考えではないことを別途 Q & A 等で措置する必要があると考える。
 - ・ 運営費交付金の収益化基準の適用時期のデメリットとして、「会計システム上の対応等、実務上の対応が困難なことが想定」と資料に記載しているが、この「等」は他に何を想定しているのか。
 - ・ 28 年度からの適用を原則とし、27 年度は法人の準備期間とする方が、27 年度から適用した場合に比べ、改訂の趣旨に資すると考える。
 - ・ 民間において今回のようなルール変更があった場合は、変更の前年については過渡期として組替表等を作成するが、独立行政法人において、比較対象年度のような考え方はないのか。
 - ・ 運営費交付金の収益化基準とセグメント区分との関係性については、論理的には分離可能であることから、やはり着手可能な部分から進めることが妥当と考える。
 - ・ 業務達成基準について、27 年度には全体としては採用せず、部分的に適用することも、制度上想定しているか。
- 「議事 3 独立行政法人会計基準研究会で提示した残る論点の対応方針」について、事務局から資料に基づき説明があった。
- 「議事 4 質疑応答・意見交換」が行われた。主な意見等は以下のとおり。
- 【注記及び附属明細書の充実】
- ・ 改訂案において「目的積立金の根拠となる経営努力の内容」と「繰越しの理由」とあるが、「理由」と「内容」で記載を分けた場合、法人が作成する際、理由の記載ぶりの判断に迷うことが考えられるため、「内容」に統一するべきではないか。
 - ・ 「目的積立金の根拠となる経営努力の内容」について、理由を内容に修正した場合、法人が詳細な記載を行わないおそれが考えられるが、Q & A で記載事例を示すという理解でよろしいか。

【企業会計基準改訂を踏まえた退職給付引当金等の取扱い】

- ・ 企業会計については、国際会計基準の導入を背景に連結と単体が区別されているが、独法については日本基準をベースに考えるという理解でよろしいか。
- ・ 連結と単体を根拠とする正当性を担保するため、国際会計基準を連結先行で導入しているのに対し、日本基準がそこまで対応していないといった背景があることを補足すべきと考える。

【その他会計処理の論点】

- ・ 補助金で取得した重要性が認められるたな卸資産について、資産見返負債を計上することを限定的に認める方向性については賛同するが、既に過年度に取得した分で重要なたな卸資産になるものについての取扱いをQ & Aで検討する必要があると考える。
- ・ ソフトウェアの会計処理について、サービス適用能力の向上が期待されるものについては計上するという理解でよろしいか。また、会計方針の変更に伴い、過去に取得した分についての考え方の整理を検討する必要があると考える。
- ・ 長期前払費用の扱いについて、今後、業務達成基準が原則化される中で、長期前払費用が費用化される年度に予算をセットするような形で収益化を行っていくとすれば、不明瞭な損益は発生し得ないため、解釈で見返勘定を認めなくとも弊害はないと考える。

- 「議事5 その他」について、事務局から資料に基づき説明があった。
- 次回の共同ワーキング・チームについては、12月16日（火）に行うこととなった。

(以上)